



**春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会
2017年度総会 議案書**

**日時 2017年5月21日 10時～
場所 あしすと春日部 講習室**

目次

総会次第

第1号議案	2016年度	活動報告
	2016年度	決算報告
第2号議案	2017年度	活動計画
	2017年度	予算案

添付資料1)	放課後児童クラブの設置・運営に関する要望書	(保育課宛)
添付資料2)	放課後児童クラブの設置・運営に関する要望書	(社協宛)
添付資料3)	「放課後児童クラブの設置・運営に関する要望書」への回答	(保育課)
添付資料4)	「放課後児童クラブの設置・運営に関する要望書」への回答	(社協)
添付資料5)	春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会	規約
添付資料6)	2016年度	協賛金にご協力いただいた方々



総会次第

1. 開会の言葉
2. 代表あいさつ
3. 議長及び書記の選出
4. 議事

第1号議案	2016年度	活動報告
	2016年度	決算報告
第2号議案	2017年度	活動計画
	2017年度	予算案
5. 議長・書記の解任
6. 役員選出
7. その他討議次項
8. 閉会の言葉

2016年度 活動報告

1) はじめに

春日部市で全小学校における公設学童保育がスタートしてから19年、そして春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会（以下、連絡会）の発足から9年が経過しました。定期的な会議を実施しながら、クラブ間の情報交換の機会を作り、各父母会における問題の解決や、全体として行政に要望を届けるなどの活動を行ってきました。

この間、施設の改善や指導員の待遇改善、保育時間の延長など、保育にかかわる環境は少しずつではありますが改善されてきました。しかし、県の運営基準に明記されている設備が整っていなかったり、指導員の不足の問題や経験年数の少ない指導員が多数を占めるなど、まだまだ課題が多くあるのが実情です。特に近年は、過去の経緯や実施していた保育水準を知らない父母が多くなっていることを背景に、行政側の一方的な判断により保育内容の変更が行われている傾向が明らかになっており、継続的な活動の重要性が益々高まっているのを感じます。

以下、昨年度に掲げた活動重点項目に沿って、1年間の活動を振り返ります。

2) 2016年度、重点項目と成果

①より良い保育の実現のために（市への訴え）

- ・高学年受け入れのための増設が少しでも早く進むよう、進捗と状況の確認を行っていく。
- ・ロッカーの不足や洗濯機の欠如など、県の運営基準に従っていない設備の改善を要求する。
- ・指導員の待遇改善と、研修機会の拡大を訴える。

待機児童に関する情報は対外的にも目立つため、市も優先課題として位置付けている事は明らかであり、川辺クラブ、南桜井クラブの増設や、牛島クラブの拡張などの形で成果があらわれています。しかし、現場の実情に即した施設の設置や指導員の配置などについては、希望者全員の受け入れを最優先しているために逆に追い付いていない現状があります。今後は中身の充実を行政に対して訴えていく必要があります。

②連絡会の活動について、共通理解の浸透を図る

- ・連絡会ニュースを発行し、会の意義と活動の実態、内外の関連情報などを随時発信する。
- ・代表者会議や学童まつりなどの機会を活用し、父母への趣旨説明と協力要請を行う。

年間8回のニュースを発行し、直面する問題の提起と活動の趣旨を訴えてきました。全ての父母の目にとまる直接的な手段として、今後もタイムリーなニュースの発行に力を入れていきます。

また、代表者会議での説明と情報交換により、参加クラブ間の共通認識の形成と有益な意見交換ができたのではないかと思います。

③会員相互の交流を図り、情報を共有する

- ・代表者会議を年3回実施し、クラブ間の情報交換と交流を促進する。
- ・必要に応じて、調査活動や要望書の作成、署名への協力要請などを行う。
- ・父母会で利用できる様なイベントやレクリエーションなどの情報をリスト化し、配布する。

- ・ ホームページをアップグレードし、より活用しやすいものにする。

予定通り代表者会議を3回開催し、クラブ間の情報交換や意見交換を行いました。問題意識の共有や協力関係が築けたのではないかと思います。

イベント情報の共有や、ホームページのリニューアルは実施できませんでした。

3) 2016年度の活動実績

日程	全体会議等	事務局会議等	主な内容
2016年5月22日	総会		活動計画、予算、役員人事規約の改正
2016年7月2日		第1回事務局会議	第1回代表者会議準備
2016年7月3日 (日)	第1回代表者会議		第1回運営連絡会の総括情報交換
2016年9月8日		第2回事務局会議	第2回代表者会議準備 学童まつり準備
2016年10月3日		第3回事務局会議	第2回代表者会議準備 学童まつり準備
2016年10月8日 (土)	第2回代表者会議		対市要望書検討 情報交換
2016年10月23日 (日)			学童まつり参加
2016年11月30日			対市要望書提出 (保育課と社協へメールにて)
2017年1月10日			対市要望書回答 (保育課、社協よりメールにて)
2017年1月21日		第4回事務局会議	第3回代表者会議準備 第2回運営連絡会議対応
2017年1月22日 (日)	第3回代表者会議		第2回運営連絡会議に向けて 新年度に向けて 情報交換
2017年4月10日		第5回事務局会議	指導員配置問題への対応 新年度に向けた準備
2017年4月24日		第6回事務局会議	
2017年4月30日		総会資料作成	
2017年5月		会計監査	
2017年5月21日 (日)	総会		活動報告、会計報告、役員人事

2016年度決算報告

(会計年度2016.4.1～2017.3.31)

[収入の部]

項目	予算額	決算額	比較増減	備考
会費	0	21,460	21,460	協賛金
諸収入	0	50,000	50,000	特別会計より補填
繰越金	59,178	59,178	0	2015年度繰越金
合計	59,178	130,638	71,460	

[支出の部]

項目	予算額	決算額	比較増減	備考	
会議費	総会費	10,000	0	-10,000	講師代
	会場費	5,000	4,100	-900	会場使用料
	保育費	12,000	15,000	3,000	保育謝礼
	その他	5,000	8,606	3,606	茶菓、駐車場代
宣伝費	ホームページ利用料	5,832	5,832	0	
活動費	交通費・参加費	40,000	14,784	-25,216	保育誌代
事務費	事務・通信・印刷費	20,000	39,566	19,566	印刷費、通信費、文具
予備費	その他	-12,444	0	12,444	
合計		85,388	87,888	2,500	

収入合計 130,638 円 - 支出合計 87,888 円 = 42,750 円

※ 残金 42,750 円は次年度に繰り越します。

[特別会計]

収入) 2015年度繰越金	1,189,456	支出) 本会計補填	50,000
利息	10		0
	1,189,466		50,000

収入合計 1,189,466 円 - 支出合計 50,000 円 = 1,139,466 円

※ 残金 1,139,466 円は次年度に繰り越します。

以上のとおり会計報告をします。

会計委員 山岸あさ美

2017年度活動計画（案）

1) 活動目的と重点項目

今年度も、「放課後の児童の安全と生活を守り豊かにするとともに、父母が安心して働き続けるために、保育内容の向上を目指し、より充実した学童保育を実現していくこと」を目的として活動を行います。条例改正後2年が経過し、高学年受け入れのための増設は進みました。しかしながら、指導員の不足による過密状態が常態化しており、今年度からは「児童25人に一人の常勤指導員配置」という原則が反故にされてしまっています。希望者全員が入室できることが最優先事項ではありますが、保育環境の悪化があってはなりません。保育環境の根本的な改善を促すため、これまで以上に積極的なアピール活動を実施していきたいと思えます。

また、指定先の更新が迫る中、従来通り社会福祉協議会が運営を継続するかどうか疑わしい状況となっています。全小学校に於いて継続的で同一レベルの保育が行われるよう、強く訴えていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、例年通りクラブ間の交流や情報交換も行いながら、皆さんの協力によって一層積極的な活動を行っていききたいと思います。

①保育環境改善のためのPR活動を実施し、市民による署名活動を行います

- ・社会福祉協議会への指定を継続し、全児童クラブ一括した運営と指導員の雇用を確保する。
 - ・児童25人に一人の指導員配置を復活させる。
 - ・指導員の待遇を改善し、離職者を減らし、毎年の様な欠員状態から脱却する。
 - ・大規模な児童クラブを一刻も早く改善し、条例通りの40名程度を実現する。
- 以上を最重要項目として、署名活動を行う。

PR・署名活動期間：2017年度総会～おおよそ10月末頃まで

目標署名数：4000筆（春日部市民に限定、有権者の50分の1）

②連絡会の活動について、共通理解の浸透を図る

- ・連絡会ニュースを発行し、会の意義と活動の実態、内外の関連情報などを随時発信します。
- ・代表者会議や学童まつりなどの機会を活用し、父母への趣旨説明と協力要請を行います。

③会員相互の交流を図り、情報を共有する

- ・代表者会議を年3回実施し、クラブ間の情報交換と交流を促進します。
- ・必要に応じて、調査活動や要望書の作成、署名への協力要請などを行います。

2) 2017年度 会議日程

日程	全体会議等	事務局会議等	主な内容
2017年5月21日(日)	総会		活動計画、予算
2017年6月		第1回 事務局会議	第1回代表者会議準備
2017年7月2日(日)	第1回 代表者会議		情報交換 運営連絡会議対応検討
2017年9月		第2回 事務局会議	第2回代表者会議準備
2017年10月22日(日)	第2回 代表者会議		対市要望書検討
2017年11月			対市要望書および署名提出
2017年11月12日(日)			春日部学童まつり
2017年12月		第3回 事務局会議	要望回答検証 運営連絡会議対応検討
2018年1月		第4回 事務局会議	第3回代表者会議準備
2018年1月21日(日)	第3回 代表者会議		新年度に向けて
2018年3月		第5回 事務局会議	総会準備
2018年4月		第6回 事務局会議	総会準備
2018年5月20日(日)	総会		活動報告、会計報告

※会議日程は、各クラブでの年間計画を立て易くするために、現時点で予想される日程を記入していますが、実際の状況・都合によって変更になる場合があります。

※事務局会議は、必要に応じて適宜開催します。表に記された日程はおおよその目安です。

2017年度予算(案)

(会計年度2017.4.1~2018.3.31)

[収入の部]

項 目	前年実績	予算額	比較増減	備 考
会 費	21,460	30,000	8,540	
諸 収 入	50,000	20,000	-30,000	特別会計より補填
繰 越 金	59,178	42,750	16,428	2015年度繰越金
合 計	130,638	92,750	-37,888	

[支出の部]

項 目	前年実績	予算額	比較増減	備 考	
会 議 費	総会費	0	0	0	
	会場費	4,100	4,000	-100	会場使用料
	保育費	15,000	15,000	0	保育謝礼
	その他	8,606	8,000	-606	茶菓、他
宣 伝 費	ホームページ利用料	5,832	5,832	0	
活 動 費	交通費・参加費	14,784	15,000	216	保育誌、会費、研修会
事 務 費	事務・通信・印刷費	39,566	40,000	434	
予 備 費	その他	0	4,918	4,918	
合 計	87,888	92,750	4,862		

添付資料 1) 対市要望書(保育課向け)

春日部市長
石川 良三様

放課後児童クラブの設置および運営に関する要望書(案)

2016年11月
春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会
代表 猪股裕美(豊野放課後児童クラブ)

貴職におかれましては益々ご活躍のことと存じ上げます。また、春日部市の放課後児童クラブ運営にあたりましては日頃よりご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会は、春日部市の放課後児童クラブ運営の一層の充実・発展を願い、活動しております。

昨年度から、国の「子ども・子育て支援新システム」スタートと同時に春日部市も「放課後児童クラブ条例」の改正並びに「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」が施行され、新たな段階に進み始めました。条例改正により全学年が入室対象となりましたが、一部では依然として高学年が入室できない時期がありました。また、大規模クラブの改善についても、「当面の間」現状を維持するという経過措置が謳われており、未だ制度改革の成果が見られておりません。

この様な状況を一刻も早く改善し、「日本一子育てしやすい町」を掲げる春日部市において、子ども達の放課後の生活環境が少しでも改善される様、父母としての願いを要望にまとめました。これらの実現のため、予算措置を含めた格別なご配慮を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

<要望>

1. 運営に関する要望

1) 高学年も含め、年間を通して希望する全ての児童が入室できる様、余裕を持った設備と体制を整えてください。

定員オーバーを理由に高学年の一部が一時期入室できない状況は、該当する家庭にとっては死活問題です。高学年も含めた全ての希望者が年度当初からきちんと入室できる様、設備の拡張と指導員の確保をお願いします。

2) 指導員の欠員を一刻も早く解消し、1クラブ複数配置の原則を堅持してください。

新条例の施行と時期を同じくして、1クラブ複数の指導員を配置する原則が崩れてしまっています。依然として指導員の欠員が続いており、指導員1人のクラブや、60名を超える児童を2人の指導員で担当しているクラブなど、保育に悪影響が懸念される状態が存在します。指導員の採用と教育を実施し、一刻も早く複数配置体制を実現してください。

3) 各児童クラブ毎のニーズを把握し、保育時間延長を検討してください。

土曜日や学校休業日の朝7時30分からの開設、平日19時までの開設について、クラブ間の差はあるものの、そのニーズが高まっています。各クラブ毎にニーズを詳細に調査し、保育時間延長の実施に向けて具体的な検討を行ってください。また、時間延長については指導員の負担増加や超勤増加に十分配慮し、慎重に検討を行ってください。

4) 兄弟入所や高学年の入所に対して、保育料減額を検討してください。

さいたま市や幸手市、久喜市など、多くの市町村で高学年の保育料軽減や、1世帯2人目以降の軽減措置などが取られており、保護者の負担軽減が図られています。春日部市においてもこうした軽減措置

を検討してください。9月1日時点での高学年在籍数は187名で、全在籍児童数の約1割です。高学年全員に対して50%の減額措置を行ったとしても、保育料収入の減少は全体の5%です。既に一人親家庭などで減免されている世帯がありますので、実際の市の収入減少はもっと少ないはずですが、これに対し、各家庭における減免措置の効果は非常に大きく、生活や就労形態にも影響すると考えられます。

5) 土曜日の合同保育について、父母の意見を尊重し、柔軟な対応を行ってください。

少人数時の合同保育については、一時「一律に廃止」となりましたが、昨年度はお盆期間などで一部再開されました。利便性や安全性の点から合同保育に反対する意見もある一方で、あまりにも少ない登室状況では、保育の質そのものにも疑問があります。クラブ毎の環境も異なるため、引き続きニーズと現場状況を勘案した上で、必要な場合は合同保育を実施するなど、柔軟に対応を行ってください。

6) 新条例の附則に記されている設備及び児童数の経過措置について、「当分の間現状維持」ではなく、「すみやかに移行」する様、努力してください。

新たな国のガイドラインにより、適切な規模と面積について、「1クラブ当り概ね40名」「1人当たり面積1.65m²以上」という基準が設けられました。にもかかわらず、新条例の附則に盛り込まれた経過措置では、1クラブ辺りの児童数と専用区画の面積について、期限を定めない猶予期間が明記されています。条文では改善する内容を謳いながら実際には実現しないのでは意味がありません。一刻も早く改善を実現できる様、予算の確保を含めた対応をお願いします。

2. 施設改善、その他について

1) 「市が必要と認める設備」を、県の運営基準に準拠させてください。

各児童クラブにおける設備の状況は年々改善してきていますが、埼玉県放課後児童クラブ運営基準に列挙された設備（冷蔵庫、コピー機、洗濯機、物置き、テレビ、等）について、依然として設置がされていない、あるいは不足しているクラブが存在します。「市が必要と認める設備」の認識が、県の運営基準と合致していない事が明白です。運営基準に明記されている設備については、市の責任において必要量を確保してください。

2) 運営に関する諸規定、指針、規則などを各クラブに常設し、父母が閲覧・確認できるようにしてください。

「コピー機を市で購入してもらえないのか」「他のクラブでは洗濯機はどうしているのか」などの質問が、毎年多くの父母会から出てきます。市の「設備基準」がどのようなものなのか、説明もなく資料も無いため、父母が認識することができないためです。

設備基準だけではなく、運営方針、採用制度、就労規則、予算の内訳など、本来利用者が知るべき情報については文書でクラブ毎に常備する様、お願いします。

3) 運営連絡会議の内容について、下記の点を改善してください。

「放課後児童クラブ運営連絡会議」は、2010年度から年2回実施されていますが、運営する側と利用する側双方の考え方を説明し合い、より良い運営を目指すため、下記の改善を行ってください。

- ①放課後児童クラブの運営方針や規則、経費（昨年度の実績と今年度の予算）などについて、保護者に年1回は説明してください。父母会などを通じて出席者以外の保護者にも内容が伝わるよう、印刷された資料を用いての説明をお願いします。
- ②指導員も（制限なく）自由に参加し、単なる書記としての参加ではなく、保護者の意見を直接聞くと共に、指導員の立場で意見を述べることができる会議にしてください。
- ③父母会連絡会の事務局メンバーが参加できる様にしてください。

以上

添付資料 2) 対市要望書(社協向け)

春日部市社会福祉協議会
事務局長
関根 栄治様

放課後児童クラブの運営に関する要望書(案)

2016年11月
春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会
代表 猪股裕美(豊野放課後児童クラブ)

貴職におかれましては益々ご活躍のことと存じ上げます。また、春日部市の放課後児童クラブ運営にあたりましては日頃よりご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会は、春日部市の放課後児童クラブ運営の一層の充実・発展を願い、活動しております。

昨年度から、国の「子ども・子育て支援新システム」スタートと同時に春日部市も「放課後児童クラブ条例」の改正並びに「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」が施行され、新たな段階に進み始めました。

社会福祉協議会(以下、社協と略記します)は放課後児童クラブの実質的な運営を担っており、子どもたちが豊かで幸せな日常を過ごしながらか成長していける場を提供できるかどうかは、まさに社協の運営にかかっています。設備環境は年々向上してきているとは思いますが、真の保育レベルの向上は物理的な充足だけでは得られず、指導員と子ども、保護者も含めた心の通った保育があって初めて実現できるものと考えます。

子ども達の放課後の生活を少しでも向上させる様、父母としての願いを要望にまとめました。これらの実現のため、格別なご配慮を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

<要望>

1. 運営に関する要望

1) 指導員の欠員を一刻も早く解消し、1クラブ複数配置の原則を堅持してください。

新条例の施行と時期を同じくして、1クラブ複数の指導員を配置する原則が崩れてしまっています。依然として指導員の欠員が続いており、指導員1人のクラブや、60名を超える児童を2人の指導員で担当しているクラブなど、保育に悪影響が懸念される状態が存在します。指導員の採用と教育を実施し、一刻も早く複数配置体制を実現してください。

2) 土曜日の合同保育について、父母の意見を尊重し、柔軟な対応を行ってください。

少人数時の合同保育については、一時「一律に廃止」となりましたが、昨年度はお盆期間などで一部再開されました。利便性や安全性の点から合同保育に反対する意見もある一方で、あまりにも少ない登室状況では、保育の質そのものにも疑問があります。クラブ毎の環境も異なるため、引き続きニーズと現場状況を勘案した上で、必要な場合は合同保育を実施するなど、柔軟に対応を行ってください。

2. 指導員および保育内容について

1) 指導員の給与を改善してください。経験による昇給額を増額し、昇給期間を12年以上に延長してください。

放課後児童クラブ指導員は、子ども達の安全で豊かな放課後生活を保障するという、専門性と責任を要する職種であり、教員や保育士に匹敵する重責を担っています。にもかかわらず、給与面ではそれに見合った待遇を得られておらず、多くの指導員が自身の生活と仕事の継続に困難さを感じているのが実情であり、全国的には「半数以上が3年以内に退職している」というデータもあります。春日部の指導員給与については、本年1月より大幅に改善されましたが、保育士などと比較すると依然かなり低い水準です。特に、勤続12年目以降昇給が停止するという現状は、若い指導員が将来に向けた希望を描けずに離職したり、採用に対しなかなか応募が無い要因となっているのではないのでしょうか。指導員がモチベーションを高く保ちながら長年にわたり従事できる事が、保育内容の充実に直結する重要な要素です。

能力のある指導員の流出を防ぎ、新たに優秀な人材を採用するためにも、指導員の給与のベースアップと共に、経験給のアップおよび加算年数の増加を実施してください。

<参考データ1>資格別平均年収

(年収ラボ H27年版データ)

(*総務省 H19年 地方公務員給与実態調査)

職業	年収	平均年齢
小中学校教員*	742.4万円	43.8歳
看護師	478万円	38.2歳
准看護師	395万円	48.3歳
保育士	323万円	35.0歳

<参考データ2>春日部市の放課後児童クラブ指導員年収 (H28給与表)

勤続年数	年収(超勤除く)
1年目(0年)	2,413,152円
2年目(1年)	2,429,112円
.....
12年目(11年)	2,644,572円 ※12年目以降昇給無し

2) 指導員の研修について、県外での研修への参加を認め、年間の研修参加件数の制限を無くしてください。

指導員の資質向上のためには、日々の研修が欠かせません。社協では「計画的に研修を実施している」としてはいますが、月1回程度の内部研修がメインであり、県が主催している指導員向けの研修への参加機会は年々減少しています。外部団体が実施する研修への参加をある程度義務化し、外部研修への指導員の自主的な参加に対しても、回数制限の撤廃や参加費の負担など積極的にバックアップしてください。また、県外への研修参加についても、公務としての参加を認めてください。

3) 業務管理担当者に外部研修の受講を義務付けてください。

新制度の開始に伴い、昨年度から「子ども・放課後サポートセンター」が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」への指導員の派遣が始まりました。放課後児童クラブの円滑な管理運営を行うため、指導員の管理指導に当たる社協の担当職員にも、この研修を受講する様、義務付けてください。

また、上記認定資格研修は一度きりの、最も基本となる研修ですが、真に保育レベルの向上を目指すためには、県などが主催する「学童保育研究集会」や「指導員学校」、「実践交流会」などの継続的な受講が必要です。指導員だけではなく、社協担当者にもこれらの研修を継続的に受講する様、業務に組み込んでください。

4) 父母会の無いクラブにおける父母の交流機会を積極的に設けてください。

県の運営基準には、保護者の運営への参画の重要性と、事業者がこれに協力する事が謳われています。父母会活動への指導員の積極的な協力をお願いします。また、父母会の無いクラブにおいては、指導員が計画を立て、少なくとも年度に数回は父母と指導員が顔を合せ、情報の提供や意見交換、交流などを行う機会を設ける様にしてください。

3. その他について

1) 運営に関する諸規定、指針、規則などを各クラブに常設し、父母が閲覧・確認できるようにしてください。

「コピー機を市で購入してもらえないのか」「他のクラブでは洗濯機はどうしているのか」などの質問が、毎年多くの父母会から出てきます。市の「設備基準」がどういうものなのか、説明もなく資料も無いため、父母が認識することができないためです。

設備基準だけでは無く、運営方針、採用制度、就労規則、予算の内訳など、本来利用者が知るべき情報については文書でクラブ毎に常備する様、お願いします。

2) 運営連絡会議の内容について、下記の点を改善してください。

「放課後児童クラブ運営連絡会議」は、2010年度から年2回実施されていますが、運営する側と利用する側双方の考え方を説明し合い、より良い運営を目指すため、下記の改善を行ってください。

- ①放課後児童クラブの運営方針や規則、経費（昨年度の実績と今年度の予算）などについて、保護者に年1回は説明してください。父母会などを通じて出席者以外の保護者にも内容が伝わるよう、印刷された資料を用いての説明をお願いします。
- ②指導員も（制限なく）自由に参加し、単なる書記としての参加ではなく、保護者の意見を直接聞くと共に、指導員の立場で意見を述べる事ができる会議にしてください。
- ③父母会連絡会の事務局メンバーが参加できる様にしてください。

以上

添付資料 3) 対市要望書回答(保育課)

放課後児童クラブの設置および運営に関する要望書について(回答)

<要望>

1. 運営に関する要望

1) 高学年も含め、年間を通して希望する全ての児童が入室できる様、余裕を持った設備と体制を整えてください。

定員オーバーを理由に高学年の一部が一時期入室できない状況は、該当する家庭にとっては死活問題です。高学年も含めた全ての希望者が年度当初からきちんと入室できる様、設備の拡張と指導員の確保をお願いします。

【回答】

これまでも入室児童数が増加すると思われるクラブについては、増設整備を進めてまいりました。今年度も川辺小学校にプレハブ施設を増設し、平成29年1月より開設しております。

今後も入室児童数や児童の人口推移などを見据え、総合的に判断してまいります。

2) 指導員の欠員を一刻も早く解消し、1クラブ複数配置の原則を堅持してください。

新条例の施行と時期を同じくして、1クラブ複数の指導員を配置する原則が崩れてしまっています。依然として指導員の欠員が続いており、指導員1人のクラブや、60名を超える児童を2人の指導員で担当しているクラブなど、保育に悪影響が懸念される状態が存在します。指導員の採用と教育を実施し、一刻も早く複数配置体制を実現してください。

【回答】

本市では、指定管理者との基本協定の基準に基づいて指導員配置をしております。今後も適正な指導員配置について指定管理者と調整を図ってまいります。

3) 各児童クラブ毎のニーズを把握し、保育時間延長を検討してください。

土曜日や学校休業日の朝7時30分からの開設、平日19時までの開設について、クラブ間の差はあるものの、そのニーズが高まっています。各クラブ毎にニーズを詳細に調査し、保育時間延長の実施に向けて具体的な検討を行ってください。また、時間延長については指導員の負担増加や超勤増加に十分配慮し、慎重に検討を行ってください。

【回答】

保育時間の延長については、昨今の就業形態の多様化の変化により要望があることは認識しております。今後については、延長する時間の検討や指導員の負担や処遇面、市の財政負担など、総合的に勘案し時期を見極め判断をしてまいりたいと考えております。

4) 兄弟入所や高学年の入所に対して、保育料減額を検討してください。

さいたま市や幸手市、久喜市など、多くの市町村で高学年の保育料軽減や、1世帯2人目以降の軽減措置などが取られており、保護者の負担軽減が図られています。春日部市においてもこうした軽減措置を検討してください。9月1日時点での高学年在籍数は187名で、全在籍児童数の約1割です。高学年全員に対して50%の減額措置を行ったとしても、保育料収入の減少は全体の5%です。既に一人親家庭などで減免されている世帯がありますので、実際の市の収入減少はもっと少ないはずで、これに対し、各家庭における減免措置の効果は非常に大きく、生活や就労形態にも影響すると考えられます。

【回答】

保育料の軽減につきましては、放課後児童クラブの案内や市公式ホームページでご案内しております。軽減をするには、申請書を提出していただくことで市民税額に応じた減免を行っており、現状では適切なものと認識しております。

5) 土曜日の合同保育について、父母の意見を尊重し、柔軟な対応を行ってください。

少人数時の合同保育については、一時「一律に廃止」となりましたが、昨年度はお盆期間などで一部再開されました。利便性や安全性の点から合同保育に反対する意見もある一方で、あまりにも少ない登室状況では、保育の質そのものにも疑問があります。クラブ毎の環境も異なるため、引き続きニーズと現場状況を勘案した上で、必要な場合は合同保育を実施するなど、柔軟に対応を行ってください。

【回答】

現在、学区外のクラブへの送迎による保護者の負担や入室クラブ以外での事故等、管理責任の問題から、合同保育の実施は困難と考えます。しかしながら、夏休み期間中のお盆の時期のみ保護者同意のもと、クラブ間交流事業を実施しております。

6) 新条例の附則に記されている設備及び児童数の経過措置について、「当分の間現状維持」ではなく、「すみやかに移行」する様、努力してください。

新たな国のガイドラインにより、適切な規模と面積について、「1クラブ当り概ね40名」「1人当り面積1.65m²以上」という基準が設けられました。にもかかわらず、新条例の附則に盛り込まれた経過措置では、1クラブ辺りの児童数と専用区画の面積について、期限を定めない猶予期間が明記されています。条文では改善する内容を謳いながら実際には実現しないのでは意味がありません。一刻も早く改善を実現できる様、予算の確保を含めた対応をお願いします。

【回答】

経過措置については、基準に沿った運営とする過程において入室児童の受け入れを優先して行っているところです。改善につきましては、条件が整ったところから順次進めてまいります。

2. 施設改善、その他について

1) 「市が必要と認める設備」を、県の運営基準に準拠させてください。

各児童クラブにおける設備の状況は年々改善してきていますが、埼玉県放課後児童クラブ運営基準に列挙された設備（冷蔵庫、コピー機、洗濯機、物置き、テレビ、等）について、依然として設置がされていない、あるいは不足しているクラブが存在します。「市が必要と認める設備」の認識が、県の運営基準と合致していない事が明白です。運営基準に明記されている設備については、市の責任において必要量を確保してください。

【回答】

設備については、真に必要とする備品等をクラブ運営に支障がないよう予算の範囲内で対応してまいります。

2) 運営に関する諸規定、指針、規則などを各クラブに常設し、父母が閲覧・確認できるようにしてください。

「コピー機を市で購入してもらえないのか」「他のクラブでは洗濯機はどうしているのか」などの質問が、毎年多くの父母会から出てきます。市の「設備基準」がどういうものなのか、説明もなく資料も無いため、父母が認識することができないためです。

設備基準だけでは無く、運営方針、採用制度、就労規則、予算の内訳など、本来利用者が知るべき情報については文書でクラブ毎に常備する様、お願いします。

【回答】

入室者へ配布おります放課後児童クラブ案内や市公式ホームページ、社会福祉協議会の広報紙及びホームページ等によりご案内しております。

3) 運営連絡会議の内容について、下記の点を改善してください。

「放課後児童クラブ運営連絡会議」は、2010年度から年2回実施されていますが、運営する側と利用する側双方の考え方を説明し合い、より良い運営を目指すため、下記の改善を行ってください。

- ①放課後児童クラブの運営方針や規則、経費（昨年度の実績と今年度の予算）などについて、保護者に年1回は説明してください。父母会などを通じて出席者以外の保護者にも内容が伝わるよう、印刷された資料を用いての説明をお願いします。
- ②指導員も（制限なく）自由に参加し、単なる書記としての参加ではなく、保護者の意見を直接聞くと共に、指導員の立場で意見を述べることができる会議にしてください。
- ③父母会連絡会の事務局メンバーが参加できる様にしてください。

【回答】

運営連絡会議は、社会福祉協議会から回答いたします。

添付資料 4) 対市要望書回答(社協)

放課後児童クラブの運営に関する要望書の回答

1. 運営に関する要望

1) 指導員の欠員を一刻も早く解消し、1クラブ複数配置の原則を堅持してください。

新条例の施行と時期を同じくして、1クラブ複数の指導員を配置する原則が崩れてしまっています。依然として指導員の欠員が続いており、指導員1人のクラブや、60名を超える児童を2人の指導員で担当しているクラブなど、保育に悪影響が懸念される状態が存在します。指導員の採用と教育を実施し、一刻も早く複数配置体制を実現してください。

[回答]

指導員の配置は、指定管理元から示された基準に基づいて配置しております。

2) 土曜日の合同保育について、父母の意見を尊重し、柔軟な対応を行ってください。

少人数時の合同保育については、一時「一律に廃止」となりましたが、昨年度はお盆期間などで一部再開されました。利便性や安全性の点から合同保育に反対する意見もある一方で、あまりにも少ない登室状況では、保育の質そのものにも疑問があります。クラブ毎の環境も異なるため、引き続きニーズと現場状況を勘案した上で、必要な場合は合同保育を実施するなど、柔軟に対応を行ってください。

[回答]

合同保育につきましては、指定管理元との協議により、平成26年1月からは特別な事情が生じた場合を除き、原則として自クラブでの保育を基本としてまいりました。その後の協議においても、学区外のクラブへの送迎時や入室許可クラブ以外での事故等、管理責任の問題から、合同保育の実施は困難との判断をいただいております。しかしながら、他クラブとの交流を希望する声も多くあるため、お盆期間については保護者の同意のもと、クラブ間交流事業を実施している状況になっております。

2. 指導員および保育内容について

1) 指導員の給与を改善してください。経験による昇給額を増額し、昇給期間を12年以上に延長してください。

放課後児童クラブ指導員は、子ども達の安全で豊かな放課後生活を保障するという、専門性と責任を要する職種であり、教員や保育士に匹敵する重責を担っています。にもかかわらず、給与面ではそれに見合った待遇を得られておらず、多くの指導員が自身の生活と仕事の継続に困難さを感じているのが実情であり、全国的には「半数以上が3年以内に退職している」というデータもあります。春日部の指導員給与については、本年1月より大幅に改善されましたが、保育士などと比較すると依然かなり低い水準です。特に、勤続12年目以降昇給が停止するという現状は、若い指導員が将来に向けた希望を描けずに離職したり、採用に対しなかなか応募が無い要因となっているのではないのでしょうか。指導員がモチベーションを高く保ちながら長年にわたり従事できる事が、保育内容の充実に直結する重要な要素です。

能力のある指導員の流出を防ぎ、新たに優秀な人材を採用するためにも、指導員の給与のベースアップと共に、経験給のアップおよび加算年数の増加を実施してください。

[回答]

労使協定に基づき対応しております。

2) 指導員の研修について、県外での研修への参加を認め、年間の研修参加件数の制限を無くしてください。

指導員の資質向上のためには、日々の研修が欠かせません。社協では「計画的に研修を実施している」としてはいますが、月1回程度の内部研修がメインであり、県が主催している指導員向けの研修への参加機会は年々減少しています。外部団体が実施する研修への参加をある程度義務化し、外部研修への指導員の自主的な参加に対しても、回数制限の撤廃や参加費の負担など積極的にバックアップしてください。また、県外への研修参加についても、公務としての参加を認めてください。

【回答】

県などが主催する研修への派遣参加や内部研修等を計画的に実施しております。

3) 業務管理担当者に外部研修の受講を義務付けてください。

新制度の開始に伴い、昨年度から「子ども・放課後サポートセンター」が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」への指導員の派遣が始まりました。放課後児童クラブの円滑な管理運営を行うため、指導員の管理指導に当たる社協の担当職員にも、この研修を受講する様、義務付けてください。

また、上記認定資格研修は一度きりの、最も基本となる研修ですが、真に保育レベルの向上を目指すためには、県などが主催する「学童保育研究集会」や「指導員学校」、「実践交流会」などの継続的な受講が必要です。指導員だけではなく、社協担当者にもこれらの研修を継続的に受講する様、業務に組み込んでください。

【回答】

放課後児童支援員認定研修については、受講人数・資格要件等により担当職員の受講義務付けまでは考えておりませんが、状況に応じて対応してまいります。

その他研修については、労務管理等必要な研修には参加しておりますが、内容に応じて対応してまいります。

4) 父母会の無いクラブにおける父母の交流機会を積極的に設けてください。

県の運営基準には、保護者の運営への参画の重要性と、事業者がこれに協力する事が謳われています。父母会活動への指導員の積極的な協力をお願いします。また、父母会の無いクラブにおいては、指導員が計画を立て、少なくとも年度に数回は父母と指導員が顔を合せ、情報の提供や意見交換、交流などを行う機会を設ける様にしてください。

【回答】

これまでも指導員は父母会の定例会や父母会行事に参加し、協力しております。

父母会は保護者の自主的な組織であり、指導員に指示することは考えておりませんが、一部の保護者の方から父母会活動が大きな負担になっていると伺っております。

3. その他について

1) 運営に関する諸規定、指針、規則などを各クラブに常設し、父母が閲覧・確認できるようにしてください。

「コピー機を市で購入してもらえないのか」「他のクラブでは洗濯機はどうしているのか」などの質問が、毎年多くの父母会から出てきます。市の「設備基準」がどういうものなのか、説明もなく資料も無いため、父母が認識することができないためです。

設備基準だけでは無く、運営方針、採用制度、就労規則、予算の内訳など、本来利用者が知るべき情報については文書でクラブ毎に常備する様、お願いします。

【回答】

指定管理元である春日部市より回答いたします。

2) 運営連絡会議の内容について、下記の点を改善してください。

「放課後児童クラブ運営連絡会議」は、2010年度から年2回実施されていますが、運営する側と利用する側双方の考え方を説明し合い、より良い運営を目指すため、下記の改善を行ってください。

- ①放課後児童クラブの運営方針や規則、経費（昨年度の実績と今年度の予算）などについて、保護者に年1回は説明してください。父母会などを通じて出席者以外の保護者にも内容が伝わるよう、印刷された資料を用いての説明をお願いします。

【回答】

入室者に配布されております「放課後児童クラブ案内」や社会福祉協議会の広報紙、ホームページ等によりご案内しております。また、その主な経費は放課後児童クラブの運営に要する指導員等の人件費です。

- ②指導員も（制限なく）自由に参加し、単なる書記としての参加ではなく、保護者の意見を直接聞くと共に、指導員の立場で意見を述べることができる会議にしてください。

【回答】

放課後児童クラブ運営連絡会は、当事者である放課後児童クラブに入室している児童の保護者、クラブの設置者である市及び指定管理者である社会福祉協議会が、児童のクラブでの生活について、それぞれの立場での協力体制を築いていくことを目的としております。よって、社会福祉協議会に帰属する指導員を制限なく自由に参加させることに妥当性は得られません。なお、各クラブにおいて保護者の皆様と指導員の意見交換は、日々の送迎時や保護者会の開催等で行っております。

- ③父母会連絡会の事務局メンバーが参加できる様にしてください。

【回答】

放課後児童クラブ運営連絡会は、当事者である放課後児童クラブに入室している児童の保護者、クラブの設置者である市及び指定管理者である社会福祉協議会が、児童のクラブでの生活について、それぞれの立場での協力体制を築いていくことを目的としておりますので、父母会連絡会の事務局メンバーの参加はご遠慮いただいております。

添付資料 5) 規約

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会 規約

第1章 総則

第1条 名称

この会は、春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会という。(以下「本会」という。)

第2条 目的

本会は、放課後の児童の安全と生活を守り豊かにするとともに、父母が安心して働き続けるために、保育内容の向上を目指し、より充実した学童保育を実現していくことを目的とする。

第3条 事業

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 子どもたちの豊かな放課後生活を実現するため、安定的かつ継続的な保育環境を実現する。
2. 保育内容の充実及び向上を図るため、会員相互の交流を図る。
3. 他地域の学童保育情報を会員で共有する。
4. その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。

第4条 構成

本会は、以下で構成される。

1. 会員 春日部市内の放課後児童クラブ父母会。
2. 賛助会員 上記以外で、目的に賛同する個人。

第2章 機関

第5条 機関

本会に、次の機関を置く。

1. 総会
2. 代表者会議
3. 事務局

第6条 総会

総会は、本会の最高決議機関であり、会員および賛助会員で構成し、原則として年1回開催する。ただし、代表者会議が必要と認めるときは、すみやかに臨時総会を開催しなければならない。尚、賛助会員は総会への参加および発言をする事ができるが、議決権を持たない。

第7条 代表者会議

代表者会議は、会員および賛助会員で構成する。代表者会議は、総会に次ぐ決議機関であるとともに、本会の執行機関であり、必要に応じて年間数回開催する。尚、賛助会員は代表者会議への参加および発言をする事ができるが、議決権を持たない。

第8条 決議

総会および代表者会議の決議は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第9条 事務局

事務局は、会員メンバーおよび賛助会員により構成し、本会の目的を達成するために、企画、立案、情報収集、連絡、会計等の事務処理を行う。

第3章 役員

第10条 役員

本会に、次の役員を置く。

1. 代表 1人
2. 事務局長 1人

第11条 役員の任務

1. 代表は、本会を代表し、会の円滑な運営を進める。
2. 事務局長は、事務局を統括し、会の活動を推進するための実務を行う。

第12条 役員の選出方法

本会の役員は、代表者会議で推薦し、総会の承認を受ける。

第13条 役員の任期

役員の任期は、総会から翌年の総会までの1年とし、再任を妨げない。

第14条 役員の補充

役員に欠員が生じたときには代表者会議の承認を得て補充できる。但しその任期は前任者の在任期間とする。

第5章 会計

第16条 運営経費

本会の運営経費は、協賛金その他の収入をもって充てる。

第17条 会計年度

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

第18条 会計監査

会計監査は、事務局員以外から選出し総会の承認を受ける。会計監査は、本会の経理状況を監査し、代表者会議・総会に報告する。

第6章 付則

第19条 規約の改正

この規約は、総会の決議により改正することができる。

第20条 細則

この規約の実施に必要な細則は、別に定める。

第21条 発効

この規約は、2008年2月24日から発効する。

改正履歴

2011年5月15日 一部改正

2015年5月17日 一部改正

添付資料 6) 2016年度 協賛金にご協力いただいた方々

お振込み順 敬称略

トヨノハウカゴジドウクラブ
ショウゼンクラブフボカイ
タケサトミナミフボカイ
タケサトハウカゴジドウクラブ
ミドリハウカゴジドウクラブ
ヤギサキタンポポフボカイ
カミオキジドウクラブ
タケウチミツコ
マツムラフミオ
ドイミキオ

ご協力ありがとうございました。